

第10回 定時株主総会 招集ご通知

マーン株式会社

証券コード5619

日時

2025年3月27日（木曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー 9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
RoomC+D

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)
6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)
の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

議決権行使期限

2025年3月26日（水曜日）午後6時00分まで

MISSION

Extension of Healthy Life Expectancy
+ 8 Y 健康長寿社会の実現



当社は、予防医療を切り口としたヘルスケアDXを通じて健康寿命の延伸（+ 8 Y）に寄与し、一人一人が健康で幸せに過ごせる時間を創造することを目指しております。

厚生労働省の発表によると、2022年の日本人の平均寿命は男性81.05歳、女性87.09歳であり、健康寿命は男性が72.57歳、女性が75.45歳と発表されております。

日本人は平均寿命が長いことで知られていますが、一方で平均寿命と健康寿命の差が9～12年間もあるということになります。

当社は全国の医療機関と協力して予防医療にもっとアクセスしやすい環境を創ることで、予防意識促進、生活習慣改善、病気の早期発見などへと繋げ、一人一人が健康で幸せでいられる時間の創造を目指します。

予防医療をより広げて行くことで日本から世界へと健康長寿イノベーションを広げてまいります。

株主の皆さまへ



株主の皆さまには、平素から格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第10回定時株主総会を2025年3月27日（木曜日）に開催いたしますので、株主の皆さまへ正式にご案内申し上げます。

当社は、「すべての人に健康と幸せを」という企業理念のもと、全国の予防医療施設と連携しながら、人間ドック・健康診断予約プラットフォーム「MRSO.jp」の運営を推進してまいりました。デジタル技術を活用した予防医療の革新を通じて、人々の健康寿命の延伸に貢献することが、当社の使命であると確信しております。

本総会では、これまでの取り組みと今後の成長戦略について株主の皆さまと共有し、さらなる発展に向けたご意見を賜りたく存じます。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き温かいご支援とご理解を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 5619
2025年3月11日
(電子提供措置の開始日2025年3月5日)
東京都港区虎ノ門四丁目3-1
城山トラストタワー17階

マーソ株式会社

代表取締役社長 西野 恒五郎

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第10回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト▶ <https://www.mrso.co.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト▶ <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日時	2025年3月27日(木) 午前10時
2. 場所	東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階 ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター RoomC+D (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項	
報告事項	1. 第10期(自2024年1月1日至2024年12月31日)事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第10期(自2024年1月1日至2024年12月31日)計算書類の内容報告の件
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以上

- ※お願い
- ◎ 当日ご出席の際も、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 書面交付請求をされていない株主さまには、法令で定める事項、株主総会参考書類に加えて、事業報告の一部を抜粋した書面をご送付しております。そのため、項番が連続していない箇所が一部ございますが、予めご了承ください。
 - ◎ 電子提供措置事項のうち、事業報告の「主要な営業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先及び借入額」、「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに監査報告書につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をされた株主さまへ交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料^{*}は、原則としてウェブサイトに掲載して提供することとなっておりますが、本総会においては、株主総会参考書類並びに事業報告の「事業の経過及びその成果」及び「対処すべき課題」につきまして、議決権を有する全ての株主さまへ一律にお送りしております。
- ^{*} 株主総会資料とは、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書を指します。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2025年3月27日（木曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2025年3月26日（水曜日）午後6時まで



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました！同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

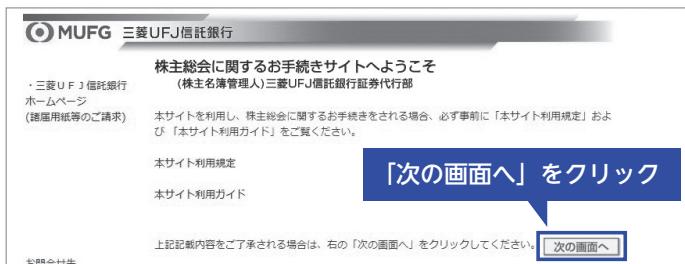
行使期限 2025年3月26日（水曜日）午後6時必着

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイト
にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



! ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

2 お手元の議決権行使用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議案及び参考事項

第1号議案から第5号議案までに共有する参考事項

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実・強化を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。本総会に付議いたします第1号議案から第5号議案までの各議案は、いずれも当該移行に関連するものでありますので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の特徴、監査等委員会設置会社への移行の理由および当該移行後の体制につきまして、以下のとおりご説明申し上げます。

1 監査等委員会設置会社の特徴

(1)監査等委員会設置会社には、監査役および監査役会は置かれず、代わりに、3人以上の監査等委員である取締役から構成され、かつ社外取締役が過半数を占める監査等委員会が置かれます。

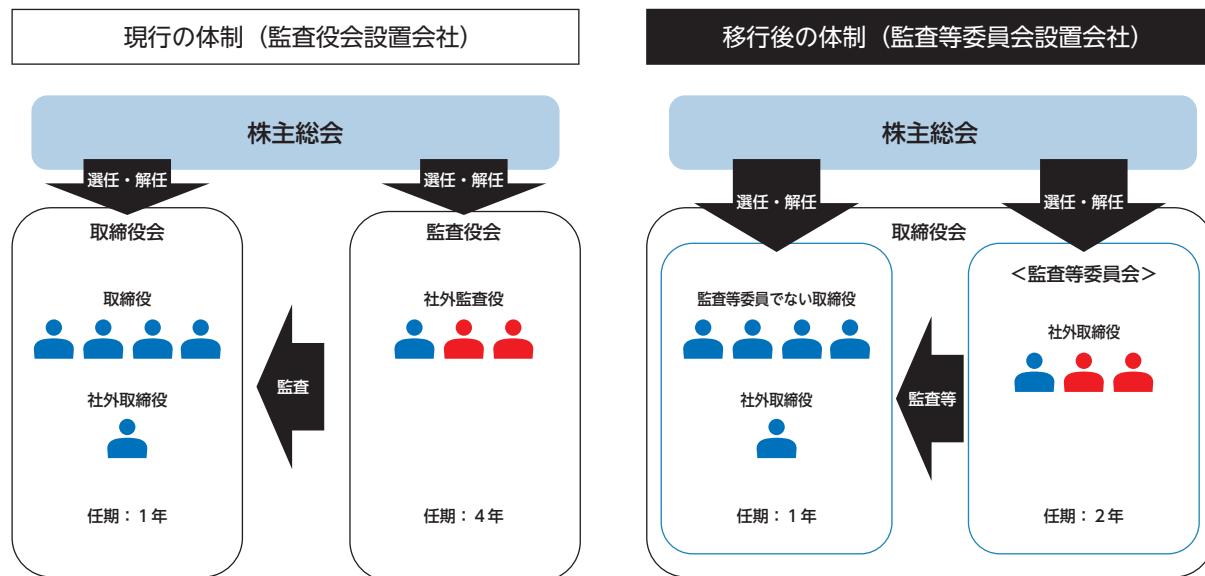
(2)監査等委員である取締役は、株主総会において監査等委員でない取締役とは区別して選任され、取締役会において議決権を有し、監査等委員でない取締役の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定に関与いたします。また、監査等委員会は、取締役の職務の執行を監査することに加え、監査等委員でない取締役の選解任や報酬について、株主総会で意見を述べるができる権限を有します。これらの点で、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監督機能がより強化されております。

(3)監査等委員会設置会社では、取締役の過半数が社外取締役である場合、または定款の定めがある場合、取締役会の決議により、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。これにより、業務執行の迅速な意思決定が可能となる一方、業務執行に対する監督に重点を置いた取締役会の運営が可能となります。

2 監査等委員会設置会社への移行の理由

当社におけるコーポレート・ガバナンスの充実・強化については、株主の皆さまをはじめ、お客さま、取引先、債権者、地域社会等のさまざまな利害関係者の利益の最大化、および当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、重要な戦略の実行にあたり、透明性、公正性および迅速性を確保したうえで、前例や慣習にとらわれない果敢な意思決定を行うための機能と、業務執行に対する監督機能の強化という点を重要課題として認識し、各種施策に取り組んでまいりました。

今般、監査等委員会設置会社に移行し、監査を担う役員（社外役員を含みます。）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、業務執行の決定権限の一部を取締役会から取締役へ委任することで、迅速・果断な意思決定を可能とするなど、コーポレート・ガバナンスの一層の充実・強化を目指してまいります。



株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させるとともに経営の意思決定及び執行の更なる迅速化を可能とするため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更内容

次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものとしたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略) (機関構成) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 (新設) 4. 会計監査人	第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり) (機関構成) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 (削除) (削除) 2. 監査等委員会 3. 会計監査人

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 第6条～第12条 (条文省略) 第3章 株主総会 第13条～第17条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 (新設)</p> <p><u>2</u> 取締役の選任については、累積投票によらない。 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 株式 第6条～第12条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第13条～第17条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。 <u>2</u> 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、<u>3</u>名以上4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>2</u> 前項の規定による取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u> <u>3</u> 取締役の選任については、累積投票によらない <u>4</u> <u>監査等委員である取締役以外の取締役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u> <u>5</u> <u>監査等委員である取締役の解任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主</u></p>

株主総会参考書類

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</p>	<p>の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。 (取締役の任期) 第20条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>4 増員または補欠により選任された監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、他の監査等委員である取締役以外の取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第24条～第26条 (条文省略)</p>	<p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第24条～第26条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (条文省略) (新 設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第29条 監査役の員数は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第30条 監査役の選任決議は、株主総会の決議によって、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として</p>	<p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役と、それ以外の取締役の報酬等を区別して定めるものとする。</p> <p>第28条 (現行どおり) (重要な業務執行の決定の委任) 第29条 当会社は会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役(監査等委員であるものを除く。)に委任することができる。</p> <p>第5章 監査等委員会 (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

株主総会参考書類

現行定款	変更案
<u>選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
(常勤監査役) 第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(削除)
(監査役会の決議の方法) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
(監査役の報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役の責任免除及び責任限定契約) 第37条 当社は、会社法第423条第1項の監査役の実任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令が	(削除)

現行定款	変更案
<p>規定する金額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	
(新設)	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 監査等委員会はその決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
(新設)	<p>(権限)</p> <p>第31条 監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使することができる。</p>
(新設)	<p>(招集手続)</p> <p>第32条 監査等委員会を招集するには、監査等委員は、会日の3日前までに、各監査等委員に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>

株主総会参考書類

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人 第38条～第39条 (条文省略)</p> <p>(監査役の報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。</p> <p>第7章 計 算 第41条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規程) 第33条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令又はこの定款のほか、監査等委員会が定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第34条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等) 第36条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。</u></p> <p>第7章 計 算 第37条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第41条 <u>当社は、第10期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 第42条 <u>第10期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（5名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって、その効力を生じるものといたします。

なお、取締役会の規模並びに取締役候補者の選任にあたりましては、現時点で最適な人員体制になること、経営をリードするために必要なスキル・経験を兼ね備え、当社の事業発展に貢献できる人材を基本とすることを前提とし、代表取締役が提案し、取締役会での協議のうえで決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

株主総会参考書類



所有する当社株式の数

1,440,118株

取締役在任期間

10年1ヶ月

取締役会出席回数

14回/14回 (100%)

候補者番号

1

にし の つね ご ろう
西野 恒五郎

(1978年12月2日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2002年10月 株式会社クレアティブ・コンサルティング設立 取締役副社長
- 2004年2月 三和システム株式会社 入社同社取締役
- 2011年1月 同社 代表取締役
- 2015年2月 当社設立 取締役会長
- 2016年8月 当社 取締役
- 2017年3月 当社 代表取締役社長 (現任)
- 2024年12月 MRSO ASIA Co.,Ltd. 会長 (現任)

取締役候補者とした理由

西野恒五郎氏を取締役候補者として選任する理由は、同氏が当社の創業以来10年間にわたり経営に携わり、2017年より代表取締役社長として指導力を発揮し、当社の持続的成長を牽引してきた実績にあります。経営手腕の確かさ、事業全般にわたる幅広い知見、卓越したリーダーシップを備えた同氏の継続的な貢献は、当社のさらなる企業価値の向上に不可欠であると判断しております。このため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



候補者番号

2

あべ じゅんいち
阿部 順一

(1978年10月20日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2005年 6月 有限会社Y.I.T.C. 設立 代表取締役
- 2011年 9月 三和システム株式会社 執行役員
- 2015年 2月 同社 取締役CTO
- 2018年11月 当社 取締役
- 2019年 1月 当社 取締役経営管理本部長
- 2020年 3月 当社 取締役副社長 (現任)

所有する当社株式の数

121,184株

取締役在任期間

6年4ヶ月

取締役会出席回数

14回/14回 (100%)

取締役候補者とした理由

阿部順一氏は、技術開発部門の責任者として豊富な経験と数多くの実績を有し、2018年より当社取締役に就任しております。技術開発部門を指揮・統括する中で、当社の技術基盤強化および競争力向上に大きく貢献してまいりました。さらに、2020年より副社長として、経営上の重要事項の意思決定および業務執行に対する監督など、経営全般にわたる役割を適切に果たしております。これらの実績と専門性を踏まえ、引き続き当社取締役としてご選任いただくことをお願いするものであります。

株主総会参考書類



候補者番号

3

すご う じゅんいち
菅生 淳一

(1985年5月19日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年4月 三和システム株式会社 入社
2015年2月 当社 入社
2016年6月 当社 取締役
2016年11月 当社 取締役事業推進部長
2016年12月 当社 取締役事業推進本部長
2017年8月 当社 取締役ヘルステック事業本部長 (現任)

所有する当社株式の数

54,171株

取締役在任期間

8年6ヶ月

取締役会出席回数

14回/14回 (100%)

取締役候補者とした理由

菅生淳一氏は、事業推進の責任者として豊富な経験と数多くの実績を有し、2016年より当社取締役に就任しております。それ以来、事業推進の指揮・統括において当社の事業成長および競争力強化に大きく貢献してまいりました。また、経営上の重要事項の意思決定や業務執行の監督など、経営全般においても適切な役割を果たしております。これらの実績を踏まえ、引き続き当社取締役としてご選任いただくことをお願いするものであります。



候補者番号

4

いぐち しょういち ろう
井口 聖一朗

(1989年11月28日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2014年 4月 SMBC日興証券株式会社 入社
 2016年 10月 リニューアブル・ジャパン株式会社 入社
 2023年 1月 アイリス株式会社 入社
 2025年 3月 当社 入社 執行役員経営企画室長（予定）

所有する当社株式の数

一株

取締役在任期間

一年

取締役会出席回数

一回／一回（100%）

取締役候補者とした理由

井口聖一朗氏は、投資銀行における大型IPOやユーロ円転換社債などの引受業務経験や上場、未上場双方においての豊富な資金調達経験を有するほか、企業のIR統括責任者として企業価値向上に寄与してこられました。その豊富な経験と専門知識を活かし、当社においてもIR活動を含むステークホルダーとの積極的な対話を通じて企業価値の向上に大きく貢献するものと期待しております。さらに、経営上の重要事項の意思決定および業務執行に対する監督機能の強化にも寄与するものと考え、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

株主総会参考書類



候補者番号

5

よしだ ひろし
吉田 弘

(1965年12月29日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年4月 ビバホーム株式会社（現 アークランズ株式会社） 入社
1998年4月 株式会社ポプラ 入社
2000年3月 株式会社ACCESS 入社
2005年8月 株式会社ゴルフパートナー 入社
2008年4月 キュービーネット株式会社（現 キュービーネットホールディングス株式会社） 入社
2019年1月 当社 入社 経営管理部長
2020年3月 当社 取締役経営管理本部長兼経営管理部長
2022年3月 当社 取締役管理本部長兼管理部長
2024年10月 当社 取締役管理本部長（現任）

所有する当社株式の数

68株

取締役在任期間

5年

取締役会出席回数

13回／14回（93%）

取締役候補者とした理由

吉田弘氏は、当社入社以来、管理部門に従事し、管理部門の責任者として豊富な経験と実績を積み重ねてまいりました。2020年より当社取締役に就任し、以降、管理部門の指揮・統括を通じて内部管理体制の強化および業務効率化に貢献してまいりました。また、経営上の重要事項の意思決定および業務執行に対する監督においても、適切かつ的確な対応を継続しております。これらの実績を踏まえ、引き続き当社取締役としてご選任いただくことをお願いするものであります。



所有する当社株式の数

307株

社外取締役在任期間

2年

取締役会出席回数

14回／14回（100%）

候補者番号

6

きくち ひでし
菊地 英樹

（1962年8月16日生）

再任

社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年4月 フリーランス雑誌エディターとして独立
 1989年9月 株式会社ソニーマガジズ発行のゴルフ誌「BAFFY」 副編集長
 1992年2月 株式会社エナジー 代表取締役社長（現任）
 2017年3月 当社 社外監査役
 2023年3月 当社 社外取締役（現任）

重要な兼職状況

株式会社エナジー 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

菊地英樹氏は、長年にわたり企業経営に従事されており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これら経験や見識を活かし、当社経営に対する助言や指導、客観的な視点での適切な監督により、当社の経営体制の強化を期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 各候補者の所有する当社株式数には、マーンソ役員持株会における本人の持分を含めております。
 3. 取締役候補者のうち菊地英樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
 4. 当社は、菊地英樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定です。
 5. 当社は、取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

株主総会参考書類

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって、その効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

にしやま しゅうへい
西山 修平

(1984年6月13日生)

新任

社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年9月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
2013年7月 株式会社アダストリアホールディングス 入社
2015年10月 株式会社エウレカ 入社
2016年7月 有限責任あずさ監査法人 入所
2022年9月 KOTOBUKI会計株式会社 設立 代表取締役（現任）

所有する当社株式の数

－株

取締役在任期間

－年

取締役会出席回数

－回／－回(－%)

重要な兼職状況

KOTOBUKI会計株式会社 代表取締役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西山修平氏は、公認会計士としての高度な専門知識および豊富な実務経験に加え、企業経営および企業統治における実績を有しております。これらの知見を活かした有益な助言および提案を通じて、当社の経営監督機能の一層の強化に貢献いただけるものと確信しております。



候補者番号

2

ほりこし みつこ
堀越 充子

(1973年4月17日生)

新任

社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2005年10月 弁護士登録
熊谷信太郎法律事務所（現 熊谷綜合法律事務所）入所（現任）
- 2015年10月 当社 社外監査役（現任）
- 2020年7月 株式会社音元出版 社外監査役（現任）

所有する当社株式の数

一株

取締役在任期間

一年

取締役会出席回数

14回／14回 (100%)

監査役会出席回数

15回／15回 (100%)

重要な兼職状況

熊谷綜合法律事務所
株式会社音元出版 社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

堀越充子氏は、会社経営への直接的な関与経験はないものの、弁護士として培われた高度な専門知識および豊富な経験を有しております。これらの知見を活かし、法的観点からの助言を通じて、当社の経営監督機能の強化に大きく寄与いただけるものと期待しております。

株主総会参考書類



候補者番号

3

わたなべ たか え
渡邊 孝江

(1994年3月4日生)

新任

社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2017年10月 ロングブラックパートナーズ株式会社 入社
2021年 2月 有限責任 あずさ監査法人 入所
2022年12月 渡邊公認会計士事務所 設立 代表 (現任)
2023年 2月 Jenerate Partners株式会社 入社 (現任)
2023年 3月 当社 社外監査役 (現任)

所有する当社株式の数

一株

取締役在任期間

一年

取締役会出席回数

14回/14回 (100%)

監査役会出席回数

15回/15回 (100%)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

渡邊孝江氏は、会社経営への直接的な関与経験はないものの、公認会計士として培われた高度な専門知識および豊富な経験を有しております。これらの知見を活かし、財務および内部統制の観点からの助言を通じて、当社の経営監督機能の強化に寄与いただけるものと期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西山修平、堀越充子、渡邊孝江の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 堀越充子氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年5ヶ月となります。
4. 渡邊孝江氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 本総会の決議事項第1号議案及び本議案を原案どおりご承認いただいた場合、当社は西山修平氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、堀越充子、渡邊孝江の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本総会の決議事項第1号議案及び本議案を原案どおりご承認いただいた場合、改めて、堀越充子、渡邊孝江の両氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、堀越充子、渡邊孝江の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案を原案どおりご承認いただいた場合、西山修平、堀越充子、渡邊孝江の3氏を独立役員として届け出る予定であります。
8. 当社は、保険会社との間に、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社が保険料の全額を負担して締結しており、当該保険契約では、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとされております。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。本総会の決議事項第1号議案及び本議案を原案どおりご承認いただいた場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容で更新予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されると、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

現在、取締役の報酬については、2023年3月30日に開催された第8回定時株主総会で「年額200百万円以内（そのうち社外取締役には10百万円以内）」という内容で承認されています。しかし、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の報酬体系を廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を「年額200百万円以内（そのうち社外取締役には10百万円以内）」とさせていただきます。存じます。

また、取締役の個別報酬決定に関する基本方針についても、本議案が原案どおり承認される場合、対象者を「取締役」から「取締役（監査等委員である取締役を除く）」に変更するのみで、その他の内容に変更はございません。

本議案における報酬額は、当社の事業規模、役員報酬体系、役員数、および将来の動向などを総合的に勘案し、取締役会で決定されたものであり、相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が承認されると、取締役数は6名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとしたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されると、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、「年額20百万円以内」とさせていただきたいと存じます。

本議案は、これまでの監査役の報酬額や昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮した内容となっておりますので、その内容は相当であると判断しております。

なお、第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

また、本議案は、第1号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

株主総会参考書類

【ご参考 取締役候補者のスキル・マトリックス】

議案が原案どおりに承認可決された場合の取締役会の構成及び専門性は、下表のとおりです。

地位	氏名	企業経営	商品企画 ／開発	IT ／技術	マーケティング	事業推進	人事／ 人材開発	財務／ ファイナンス	法務／ リスクマネジメント
代表取締役 社長	西野 恒五郎	○	○		○	○	○	○	
取締役 副社長	阿部 順一		○	○		○	○		
取締役	菅生 淳一		○		○	○	○		
取締役	井口聖一郎					○		○	○
取締役	吉田 弘						○	○	○
社外取締役	菊地 英樹	○			○	○		○	○
監査等委員 社外取締役	西山 修平							○	
監査等委員 社外取締役	堀越 充子								○
監査等委員 社外取締役	渡邊 孝江							○	

(注) 上記の一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較・分析の記載はしていません。

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が進んでいるものの、ウクライナ情勢や中東情勢等の地政学的リスクを背景とした資源・原材料価格の高騰や、円安に伴う物価の上昇から個人消費への影響が懸念されており、引き続き景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような経済環境の下、当社グループは、健康寿命の8年延伸を目指し『+8Y健康長寿社会の実現』をミッションに掲げております。そしてアナログ業務からデジタル業務へのDXを推進して、個人・法人・行政・医療施設をつなぎ、予防医療のアップデートの実現に向け、事業を展開しております。

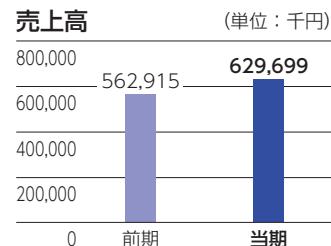
当社グループのセグメントは、ヘルステック事業の単一であります。サービス提供内容に応じて、「予約」「広告」「DX」「ワクチン」に区分しております。

(単位：千円、%)

売上区分	2023年12月期 (参考)		2024年12月期	
	金額	構成比	金額	構成比
予 約	562,915	31.1	629,699	47.2
広 告	253,183	14.0	303,554	22.8
D X	173,045	9.6	236,255	17.7
ワクチン	820,268	45.3	163,550	12.3
合 計	1,809,413	100.0	1,333,059	100.0

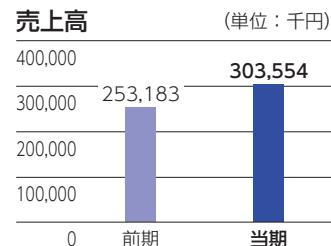
予約

予約においては、人間ドック・健診予約サイト「MRSO.jp」を通じて、医療施設の予約数拡大に向けたマーケティング支援を行うとともに、利用者に対する人間ドック・健診の予約促進に向けた情報提供等の多様なサービス提供を行っております。当連結会計年度は、継続的な営業活動を通じた「MRSO.jp」の掲載医療施設数の拡大や、医療施設のWEB予約枠拡大に努めました。また、会員数拡大に向けた積極的なマーケティング活動を実施するとともに、引き続き業務提携先である生命保険会社等からの予約取扱高の増加もあり、「MRSO.jp」の予約取扱高は堅調に推移いたしました。医療施設向け人間ドック・健診WEB予約システムである「MRS」は、利用施設数の増加等により予約取扱高は堅調に推移いたしました。



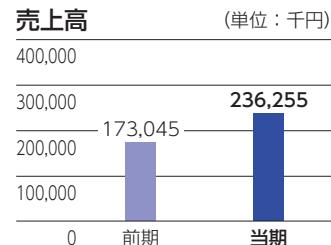
広告

広告においては、「MRSO.jp」トップページに設けた特集ページ等を通じた医療施設の露出量増加や企業との提携を通じた「MRSO.jp」でのプロモーション実施等を行っており、広告サービスの利用数拡大やその利用単価向上に取り組んでまいりました。



DX

DXにおいては、医療施設や市町村を中心とする行政、法人に対して、主に業務効率化に資するWEB予約システムの提供を行っております。医療施設・法人向けDXは昨年並みの推移に加え、大規模開発案件により増加し、行政向けに提供している住民健診については昨年並みに推移いたしました。



ワクチン

ワクチンについては、新型コロナウイルスワクチン接種等に関する各種WEB予約システムについては、国の接種方針の大幅な変更に伴い、一部を除き自治体のワクチン接種体制が終了したことから、システム利用が大幅に減少しております。また、大規模接種等サービスにおいては、国や都道府県が設置した各大規模接種会場の終了後も一部の職域接種会場でワクチン接種WEB予約システムを提供しておりましたが、第1四半期末をもってサービス提供を終了いたしております。

売上原価、販売費及び一般管理費については、「MRSO.jp」の集客増に係るWEB広告費の増加やワクチン接種等のサーバー費用減少による通信費の減少に伴い減少いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は1,333,059千円、営業利益は157,517千円、経常利益は157,412千円、親会社株主に帰属する当期純利益は101,004千円となりました。

(2) 資金調達の状況

当社は、東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴い、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資による21,500株の新株発行により、44,702千円の資金を調達いたしました。

(3) 対処すべき課題

① 法定健診領域の取り込み推進

当社のHCPFサービスとして提供している人間ドック・健診の予約メディアである「MRSO.jp」は、掲載医療施設数において国内No.1であります。しかし、「MRSO.jp」を通じた予約取扱高は、人間ドック・健診市場全体のうち僅かな比率であるのが実情です。人間ドック・健診を実施する医療施設では、DXの取り組みが遅延しており、現状でも電話・FAX中心の受診予約が行われております。また、一部の大企業を中心とした健保では、健診代行企業の活用がなされておりますが、当該健診代行企業を通じた人間ドック・健診予約においても電話等による予約が中心となっているところも多いため、今後、法定健診領域の更なる取り込み拡大を通じた大きな成長余地が残っております。

このため、今後は、大手保険会社との提携効果やシステム利用者となる健保・企業の利便性を向上させるサービス機能拡充、「MRSO.jp」掲載医療施設の法定健診予約枠拡大、企業の健診業務仲介等の健康管理サービスを提供する健診代行機関や他サービスを提供する会員保有企業との提携等も視野に入れ、法定健診領域の取り込み拡大に努めてまいります。

② DXサービスの拡充

当社は現在、未病における人間ドック・健診の業務DXを推進し、ヘルスケア領域に特化したサービスを提供しております。多くの医療施設では、いまだに紙やFAX、電話を用いた業務が残っており、非効率な運用が課題となっております。

こうした課題を解決するため、当社は業務プロセス全般のデジタル化を支援し、実績管理やデータ活用の高度化に貢献するサービスを開発・提供してまいります。今後も、医療施設のニーズに応じたDXソリューションを継続的に拡充し、より効率的で利便性の高い仕組みの構築を目指してまいります。

③ 人材の確保及び育成

当社は24名（2024年12月末現在）の小規模な組織であることから、更なる有効な事業展開による継続的な成長を実現するためには、エンジニア等の優秀な新規人材採用及び既存社員の能力及びスキルの向上等による人材育成は重要な課題であると考えております。

当社は、ソーシャルメディアの活用等、採用方法の多様化による採用強化を図るとともに、計画的に社員に対して多様かつ有益な研修体制を整備するとともに、公正な評価制度に基づく人事制度の構築に取り組み、人材の確保と能力の向上に努めてまいります。

④ 情報システムの整備・強化

当社が運営する「MRSO.jp」を含む各種クラウドサービスは、サービス提供にかかるシステムの安定稼働及びセキュリティ管理が重要な課題であると考えております。

当社は、既にISMS及びQMS、プライバシーマークの認証を取得・更新しておりますが、市場環境の変化に応じて、随時PDCAサイクルの見直しを行い、高いセキュリティ水準を維持していくとともに、新たな技術に関する教育や研修等を通じて技術レベルの向上を図り、堅牢なサービス提供体制の構築に取り組んでまいります。

⑤ 内部管理体制の更なる強化

当社では、事業規模の拡大により従業員の増員を計画しております。このため、事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を目指していくためには、業務の効率化や内部管理体制の更なる整備強化が重要な課題であると考えております。

バックオフィス業務の整備を通じた業務の標準化による効率性の追求、組織的なマネジメント活動を支援する堅牢な内部統制確立のための人員増強等を図っていくことで、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制の更なる強化に取り組んでまいります。

⑥ 海外子会社管理体制の強化とセキュリティ対策

当社は海外子会社を設立し、開発体制の強化に着手しました。設立初期の子会社管理では、現地法規制の遵守と円滑な運営体制の構築が重要です。

また、業務で取り扱うデータやシステムの保護も不可欠です。外部からの不正アクセスや情報漏えいを防ぐため、セキュリティ対策を強化し、安全な運用環境を整えてまいります。

さらに、財務管理体制を強化し、不正防止のための内部統制を徹底することで、透明性の高い経営を推進します。これらを通じ、海外子会社の安定した運営と企業価値の向上を目指してまいります。

⑦ 財務上の課題

現状においては、安定的な利益計上のもとキャッシュ・フローを創出しており、事業継続に支障を来たすような財務上の課題は認識しておりません。今後、資金需要が生じた場合は自己資金を充当する方針ですが、金融機関からの借入やエクイティファイナンスも選択肢として対応してまいります。また、収益基盤の維持・拡大を図るためには、手許資金の流動性確保や自己資本の充実に基づく金融機関との良好な取引関係が重要であると考えております。各種費用対効果の検討を継続的に実施することで、財務健全性の確保に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

事業報告

(4) 財産及び損益の状況

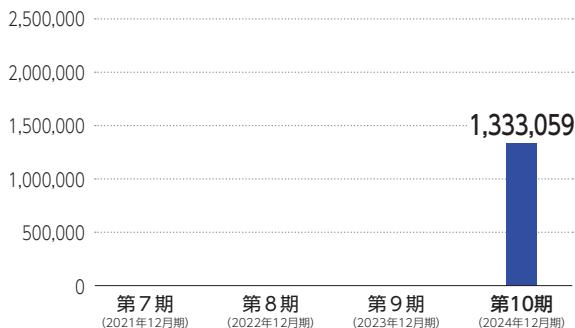
① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

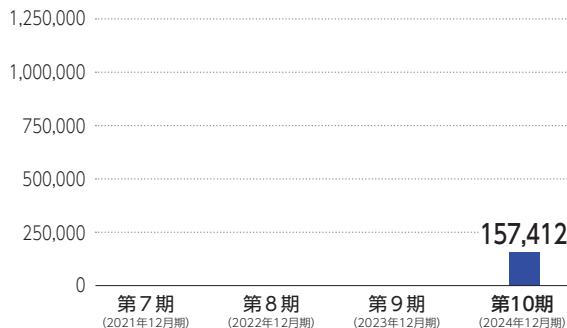
区 分	期 別	第7期 2021年12月期	第8期 2022年12月期	第9期 2023年12月期	第10期 (当連結会計年度) 2024年12月期
売上高		—	—	—	1,333,059
経常利益		—	—	—	157,412
親会社株主に帰属する当期純利益		—	—	—	101,004
総資産		—	—	—	2,256,812
純資産		—	—	—	2,022,360

(注) 第10期(当連結会計年度)が連結計算書類の作成初年度であるため、第9期以前の状況は記載しておりません。

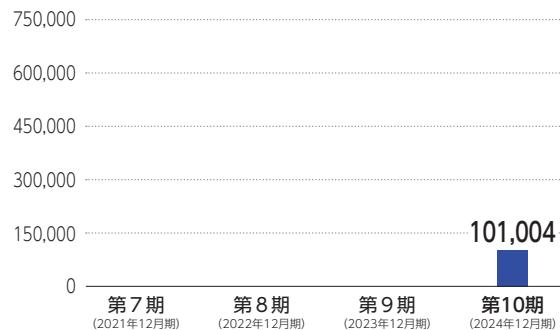
■ 売上高 (千円)



■ 経常利益 (千円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)



■ 純資産額／総資産額 (千円)

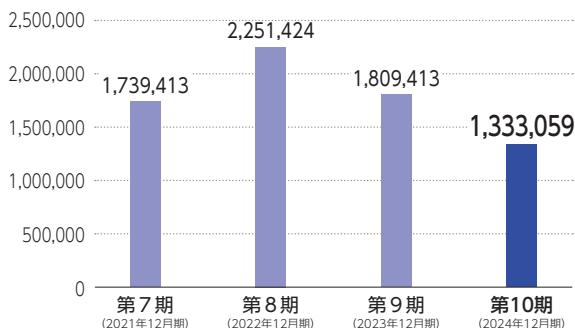


② 当社の財産及び損益の状況

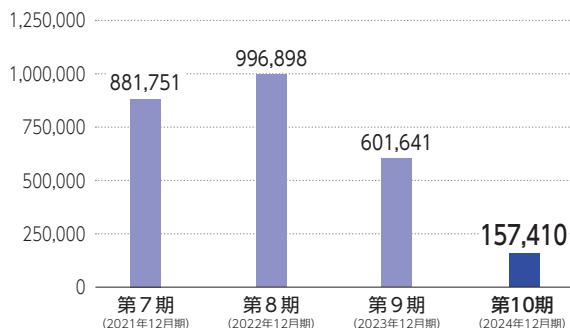
(単位：千円)

区 分	期 別	第7期 2021年12月期	第8期 2022年12月期	第9期 2023年12月期	第10期 (当事業年度) 2024年12月期
売上高		1,739,413	2,251,424	1,809,413	1,333,059
経常利益		881,751	996,898	601,641	157,410
当期純利益		650,881	653,826	387,550	101,003
総資産		1,698,184	2,080,696	2,253,188	2,260,224
純資産		1,042,864	1,336,691	1,880,181	2,025,771

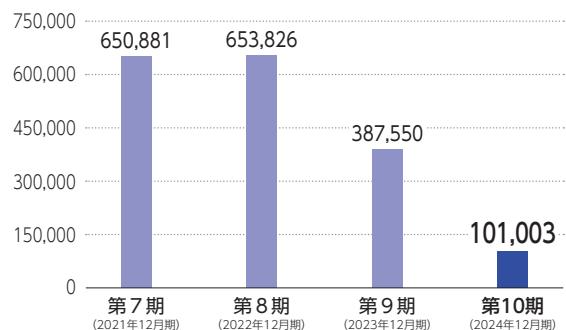
■ 売上高 (千円)



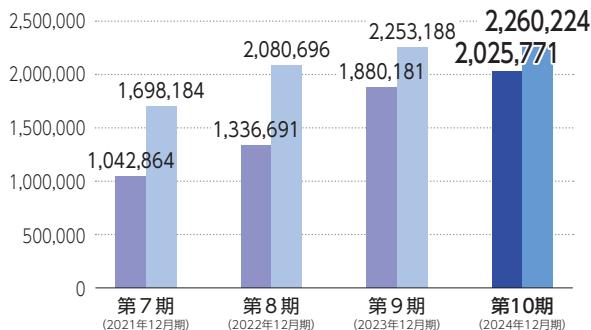
■ 経常利益 (千円)



■ 当期純利益 (千円)



■ 純資産額／総資産額 (千円)



事業報告

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
MRSO ASIA Co.,Ltd.	51,040千円	100%	システム開発及び保守・運用

(注) MRSO ASIA Co.,LTD.は2024年12月12日に設立しております。

(6) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

区 分	主要な業務の内容
予約	人間ドック・健診の予約メディア「MRSO.jp」及び医療施設向け人間ドック・健診WEB予約システムである「MRS」の運営を行っております。
広告	医療施設の露出量増加や企業との提携を通じた「MRSO.jp」でのプロモーション実施等を行っております。
DX	行政、法人に対して、主に業務効率化に資するWEB予約システムの提供を行っております。
ワクチン	ワクチン接種WEB予約システムの提供を行っております。

(7) 主要な営業所 (2024年12月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区

(8) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数 (△)
24名	一名

(注) 連結初年度のため前連結会計年度との比較の記載はしていません。また、従業員数にはアルバイト等は含まれておりません。

事業報告

(9) 主要な借入先及び借入額 (2024年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	7,366千円

(10) 設備投資の状況 (2024年12月31日現在)

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は912千円であり、その主なものは、PCの購入によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

普通株式 13,000,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 3,552,750株

(3) 株主数

普通株式 1,192名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	普通株式（株）	持株比率
西野 恒五郎	1,438,750	40.5%
三和システム株式会社	527,700	14.9%
神田 有宏	286,900	8.1%
第一生命ホールディングス株式会社	174,400	4.9%
株式会社SHIFT	132,700	3.7%
阿部 順一	120,500	3.4%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	93,100	2.6%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	63,600	1.8%
芥 好夫	60,100	1.7%
菅生 淳一	54,000	1.5%

(注) 1. 上記株主の英文名は、(株)証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

I. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(1) 第1回新株予約権

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有する者の人数
取締役（社外取締役を除く）	150個	普通株式 1,500株	自 2018年3月14日 至 2026年3月13日	1,334円	1名
合計	150個	普通株式 1,500株			1名

(注) 1. 付与数150個の内、150個は使用人として在籍中に付与されたものであります。

2. 新株予約権行使の条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、当会社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当会社、当会社の子会社または当会社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当会社または当会社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者を意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。
- ③新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当会社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ④新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、または、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。
- ⑤新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

（2）第3回新株予約権

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有する者の人数
取締役（社外取締役を除く）	2,000個	普通株式 20,000株	自 2019年4月13日 至 2027年3月28日	1,800円	1名
合計	2,000個	普通株式 20,000株			1名

（注）新株予約権行使の条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、当会社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株予約権を行使することができるとは認めない。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当会社、当会社の子会社または当会社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当会社または当会社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者を意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。
- ③新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当会社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ④新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、または、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。
- ⑤新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(3) 第5回新株予約権

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	行使期間	行使価額	保有する者の人数
取締役（社外取締役を除く）	5,760個	普通株式 57,600株	自 2022年4月16日 至 2030年3月29日	1,800円	3名
合計	5,760個	普通株式 57,600株			3名

(注) 新株予約権行使の条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権者は、当会社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株予約権を行使することができる。但し、当社が認めた場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当会社、当会社の子会社または当会社の関係会社の取締役、監査役、従業員若しくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社または当会社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者を意味する。以下同じ。）のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。
- ③新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要する。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社の取締役会の承認を要するものとする。
- ④新株予約権者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）に該当し、または、反社会的勢力等と社会的に非難される関係を有することが判明した場合、新株予約権の行使を認めない。
- ⑤新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

II. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	西野恒五郎	MRSO ASIA Co.,Ltd. 会長
取締役副社長	阿部順一	—
取締役ヘルステック事業本部長	菅生淳一	—
取締役管理本部長	吉田弘	—
取締役	菊地英樹	株式会社エナジー 代表取締役社長
常勤監査役	北村孝	—
監査役	堀越充子	熊谷綜合法律事務所 株式会社音元出版 社外監査役
監査役	渡邊孝江	—

- (注) 1. 取締役の菊地英樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役の北村孝氏、堀越充子氏、渡邊孝江氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、菊地英樹氏、北村孝氏、堀越充子氏、渡邊孝江氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ております。
 4. 監査役の渡邊孝江氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

1. 当社は、社外取締役の菊地英樹氏との間において、会社法第427条第1項及び定款第28条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

2. 当社は、監査役の北村孝氏、堀越充子氏、渡邊孝江氏との間において、会社法第427条第1項及び定款第37条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

1. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を以下のとおり定めております。

I 取締役の報酬等

取締役（非常勤取締役を含む）の報酬等は、固定報酬と賞与により構成されており、その総額を株主総会において定めております。

固定報酬については、役職並びに取締役の経験・経営上の重要性を基に、株主総会で決議された総額の範囲内において、社外取締役を含む報酬委員会での諮問結果に基づき、取締役会決議により決定しております。

賞与については、固定報酬を基に業績等に応じて決定されますが、賞与支給は行っておりません。

II 監査役の報酬等

監査役（非常勤監査役を含む）の報酬等は、固定報酬のみの構成としており、その総額を株主総会において定めており、当該範囲内において、監査役の協議により決定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	79,200 (1,200)	79,200 (1,200)	－ (－)	－ (－)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	7,020 (7,020)	7,020 (7,020)	－ (－)	－ (－)	3 (3)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名、社外監査役3名であります。
 2. 2023年3月30日開催の定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内（うち社外取締役分として年額10,000千円以内）であります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は1名）です。
 3. 2016年8月22日開催の臨時株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額20,000千円以内であります。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち社外監査役は2名）です。

(5) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(6) 社外役員に関する事項

- 重要な兼職先である法人等と当社の関係
 - 社外取締役の菊地英樹氏は、株式会社エナジーの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - 社外監査役の堀越充子氏の兼職先である熊谷綜合法律事務所は当社と顧問契約を結んでおり、当事業年度において、当社は顧問弁護士報酬1,606千円を支払っておりますが、その他特別な利害関係はありません。また、同氏は株式会社音元出版の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

事業報告

2. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	主な活動状況及び果たすことが期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役	菊地 英樹	14 / 14回 (100%)	—	自ら起業し、経営者としての豊富な経験と見識から発言を行うとともに、業務執行と離れた客観的な第三者の立場から、取締役会や監査役会の議案・審議等について必要な発言を行っております。
監査役	北村 孝	14 / 14回 (100%)	15 / 15回 (100%)	監査役としての経験や見識に基づき、業務執行と離れた客観的な第三者の立場から、取締役会及び監査役会の議案・審議等について必要な発言を行っております。
	堀越 充子	14 / 14回 (100%)	15 / 15回 (100%)	弁護士としての豊富な経験と専門的知識に基づく見地から発言を行うとともに、業務執行と離れた客観的な第三者の立場から、取締役会及び監査役会の議案・審議等について必要な発言を行っております。
	渡邊 孝江	14 / 14回 (100%)	15 / 15回 (100%)	公認会計士としての豊富な経験と専門的知識に基づく見地から発言を行うとともに、業務執行と離れた客観的な第三者の立場から、取締役会及び監査役会の議案・審議等について必要な発言を行っております。

(注) 当社では、他の日程と重なる等でやむを得ず取締役会に出席できない社外役員に対しても、事前に資料配布や審議事項に関する意見聴取により、取締役会での決議・報告事項に関与できる環境を整えております。

3. 当社の報酬等の額及び当社親会社等または当社親会社等の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

	人数	報酬等の額	親会社等または当該親会社等の子会社等からの 役員報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	4名	8,220千円	-

(注) 当事業年度末現在の社外役員の人数は4名であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任大有監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,450千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の職務遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算定根拠等を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した理由を報告いたします。

また、上記の場合の他に、会計監査人の職務執行の状況、監査の品質等を総合的に判断して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、業務の適正を確保するため、2018年3月12日開催の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、2022年8月10日開催の取締役会にて一部を改定いたしました。その内容は以下のとおりであります。

I. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、法令や社会的規範を遵守のうえ事業活動を遂行するため、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス体制を整備し、法令遵守の徹底を図る。
- ②取締役会は、法令、定款及び社内諸規程を遵守のうえ、業務を執行するとともに、適用法令等の動向に関する情報収集を行い、社内への周知及び教育を行う。
- ③組織的または個人的な法令違反、不正行為、その他コンプライアンスに関する問題等の早期発見と是正を図るため、内部通報制度の整備及び運用を行う。
- ④監査役は、「監査役監査基準」に基づき、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行状況の監査を行う。
- ⑤内部監査担当部門は、当社の内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査を行う。
- ⑥財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- ⑦反社会的勢力対応規程及び対応マニュアルを定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の情報管理に係る規程に基づき、その保存媒体に応じた適切な保存・管理を行うこととし、取締役及び監査役は必要に応じて閲覧できる。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①企業活動上発生しうるリスクを把握し、当該リスクの回避及びリスク発生時の対応策を実施するため、リスクマネジメント規程を制定し、リスク管理体制を整備する。
- ②リスクマネジメント規程に基づきリスク管理委員会を設置し、各種リスクの状況を把握し、適切な管理を行う。
- ③リスク管理意識の向上のため、社内研修の実施等を通じて周知徹底を図る。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会における議論の質の向上及び迅速な意思決定を行うため、取締役を適正な員数に保つ。
- ②定時取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ③取締役会は中期経営計画及び年度経営計画を策定し、それらに沿った事業戦略及び諸施策の進捗状況について、取締役会において定期的に報告、検証を行う。
- ④職務権限規程及び業務分掌規程等に基づき、権限と責任の範囲を明確化したうえで、効率的な職務執行体制を確保する。

（５）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、その人事については常勤監査役の同意を得て決定する。監査役よりその職務に必要な命令を受けた当該使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(7) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制

①当社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

②取締役は、その職務の執行状況について、取締役会を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。

(8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社の取締役及び使用人にその旨を伝え、徹底を図る。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

①監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

②監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役の監査機能の向上のため、社外監査役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。

- ②監査役は、会計監査人、内部監査部門等と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。
- ③監査役は、取締役の職務執行の監査及び監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に会合を開催する。
- ④監査役から説明を求められた取締役及び使用人は、監査役に対して詳細な説明を行う。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正性を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ①当社は、「リスク管理委員会」を年4回開催し、当社経営に影響を与えうるリスクの抽出及び評価を実施したうえで、その管理低減に努めております。
- ②取締役会は社外取締役1名を含む取締役5名で構成し、監査役3名も出席したうえで開催し、取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役社長を含む管掌取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しております。
- ③監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役社長及び他の取締役、内部監査担当者、監査法人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ④内部監査担当者は、内部監査活動計画に基づき、各部門の業務執行の監査・内部統制監査を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、財務体質の強化に加えて事業成長のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化及び収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、経営成績を勘案しながら株主への配当還元を検討していく所存ではありますが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。内部留保資金については、財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の12月31日を基準日とした期末配当を基本としており、その他年1回の6月30日を基準日とした中間配当を行うことができる旨及び株主への機動的な利益還元を図る目的から、別途基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年12月31日現在)

【単位：千円】

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	2,106,396
現金及び預金	1,809,396
売掛金	250,633
未収消費税等	27,810
その他	18,761
貸倒引当金	△205
固定資産	150,416
有形固定資産	411
建物	1,090
減価償却累計額	△975
建物 (純額)	114
工具、器具及び備品	2,473
減価償却累計額	△2,175
工具、器具及び備品 (純額)	297
無形固定資産	6,567
商標権	4,125
ソフトウェア	2,342
その他	100
投資その他の資産	143,437
投資有価証券	60,034
差入保証金	25,814
繰延税金資産	57,588
資産合計	2,256,812

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	234,452
買掛金	33,002
1年内返済予定の長期借入金	7,366
未払金	51,802
未払法人税等	31,432
営業預り金	67,550
契約負債	21,154
賞与引当金	5,237
販売促進引当金	1,998
その他	14,908
負債合計	234,452
(純資産の部)	
株主資本	2,025,773
資本金	122,351
資本剰余金	329,541
利益剰余金	1,573,995
自己株式	△115
その他の包括利益累計額	△3,412
為替換算調整勘定	△3,412
純資産合計	2,022,360
負債・純資産合計	2,256,812

連結計算書類

連結損益計算書 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

【単位：千円】

科目	金額	
売上高		1,333,059
売上原価		304,266
売上総利益		1,028,793
販売費及び一般管理費		871,275
営業利益		157,517
営業外収益		
受取利息	142	
その他	50	193
営業外費用		
支払利息	71	
為替差損	105	
上場関連費用	35	
その他	86	299
経常利益		157,412
税金等調整前当期純利益		157,412
法人税、住民税及び事業税	59,191	
法人税等調整額	△2,783	56,407
当期純利益		101,004
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		101,004

連結株主資本等変動計算書（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

【単位：千円】

	株主資本					その他の包括 利益累計額 為替換算 調整勘定	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	100,000	307,190	1,472,991	－	1,880,181	－	1,880,181
当期変動額							
新株の発行	22,351	22,351			44,702		44,702
親会社株主に帰属する 当期純利益			101,004		101,004		101,004
自己株式の取得				△115	△115		△115
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△3,412	△3,412
当期変動額合計	22,351	22,351	101,004	△115	145,592	△3,412	142,179
当期末残高	122,351	329,541	1,573,995	△115	2,025,773	△3,412	2,022,360

連結計算書類

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 MRSO ASIA Co.,LTD.
新規設立に伴い連結子会社としております。

(2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定する方法)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	4～5年

② 無形固定資産

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。

商標権は10年で償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 販売促進引当金

販売促進のための各種優待券の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループはヘルステック事業の単一セグメントであり、提供サービス内容に応じて「予約」、「広告」、「DX」、「ワクチン」で構成されており、当社グループと顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は、履行義務の充足前に契約負債として受領する場合を除き、履行義務を充足してから概ね3カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

連結計算書類

区分	サービス	履行義務の内容及び充足する時点
予約	「MRSO.jp」及び「MRS」による人間ドック・健診WEB予約サービス	WEB予約サービスは、医療施設との契約に基づき、エンドユーザーが医療施設を受診した時点で履行義務を充足したものと捉え、収益を認識しております。
広告	「MRSO.jp」への広告掲載	広告掲載期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。
DX	医療施設向け「MRS」オプションサービス 法人向け健診管理サービス	サービス導入に対する初期費用は顧客が検収した時点で収益を認識し、そのサービス利用料は契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。
	住民健診WEB予約サービス	サービス提供の履行義務は、履行義務が主に時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に按分し、収益を認識しております。
ワクチン	ワクチン接種WEB予約サービス	サービス提供の履行義務は、履行義務が主に時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に按分し、収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 57,588 千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で計上しております。

当社グループは、繰延税金資産の計上について、当社グループの将来の事業計画を基礎として作成しており、将来の課税所得の発生金額や発生時期等を見積り、回収可能性を十分に検討しております。

当社グループは、当連結会計年度末時点で入手可能な情報等から、翌連結会計年度以降も継続して売上高が伸長するという仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りをしております。

なお、将来の課税所得の見積りの基礎となる仮定が異なる場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	3,531,250	21,500	－	3,552,750

(注) オーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資によるものであります。

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	－	72	－	72

(注) 端株の買取によるものであります。

連結計算書類

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

第1回新株予約権	普通株式	44,410株
第3回新株予約権	普通株式	114,840株
第4回新株予約権	普通株式	3,000株
第5回新株予約権	普通株式	91,120株
計		253,370株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの所要資金として運転資金及び設備投資資金がありますが、自己資金を充当するとともに、必要に応じて銀行借入による調達を行うこととしております。なお、一時的な余裕資金については安全性の高い短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、主に事務所賃貸に伴い預託したものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権は、与信管理規程に従い、取引先ごとの支払期日管理を定期的に行うことで、滞留債権発生の未然防止に努めております。

② 市場リスクの管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するため、主に固定金利での調達をしております。

また、資金運用については預金等に限定することにより、市場リスクを回避しておりますが、資本提携等により投資有価証券等を保有する場合には、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直してまいります。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各事業部門からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため、「売掛金」、「未収消費税等」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「営業預り金」、「契約負債」については、短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
差入保証金	25,814	25,441	△372
資産計	25,814	25,441	△372
長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	7,366	7,342	△23
負債計	7,366	7,342	△23

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
売掛金	250,633	—	—	—
差入保証金	—	—	—	25,814
合計	250,633	—	—	25,814

連結計算書類

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	7,366	—	—	—	—
合計	7,366	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	25,441	—	25,441
資産計	—	25,441	—	25,441
長期借入金	—	7,342	—	7,342
負債計	—	7,342	—	7,342

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

返還時期を見積り、将来返還予定額を国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、ヘルステック事業を提供する単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

	ヘルステック事業				
	予約	広告	DX	ワクチン	計
一時点で移転されるサービス	629,699	45,944	—	—	675,643
一定の期間にわたり移転されるサービス	—	257,610	236,255	163,550	657,416
顧客との契約から生じる収益	629,699	303,554	236,255	163,550	1,333,059
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	629,699	303,554	236,255	163,550	1,333,059

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 4. 会計方針に関する事項（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

連結計算書類

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じる当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	180,591
契約負債（期末残高）	21,154

契約負債は、主に新型コロナウイルスワクチン接種WEB予約サービスにおいて顧客から受領した前受金で、システム利用期間にわたり収益へ振り替えられます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、180,591千円です。また、当連結会計年度において、契約負債が159,436千円減少した主な理由は、新型コロナウイルスワクチン接種WEB予約サービスの年間利用契約の減少及び収益の認識に伴う取り崩しによる減少です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	569円25銭
1株当たり当期純利益	28円44銭

計算書類

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

【単位：千円】

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	2,058,767
現金及び預金	1,761,767
売掛金	250,633
前払費用	17,411
未収消費税等	27,810
その他	1,350
貸倒引当金	△205
固定資産	201,457
有形固定資産	411
建物	1,090
減価償却累計額	△975
建物 (純額)	114
工具、器具及び備品	2,473
減価償却累計額	△2,175
工具、器具及び備品 (純額)	297
無形固定資産	6,567
商標権	4,125
ソフトウェア	2,342
その他	100
投資その他の資産	194,478
投資有価証券	60,034
関係会社株式	51,040
差入保証金	25,814
繰延税金資産	57,588
資産合計	2,260,224

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	234,452
買掛金	33,002
1年内返済予定の長期借入金	7,366
未払金	51,802
未払費用	8,222
未払法人税等	31,432
預り金	6,685
営業預り金	67,550
契約負債	21,154
賞与引当金	5,237
販売促進引当金	1,998
負債合計	234,452
(純資産の部)	
株主資本	2,025,771
資本金	122,351
資本剰余金	329,541
資本準備金	22,351
その他資本剰余金	307,190
利益剰余金	1,573,994
その他利益剰余金	1,573,994
繰越利益剰余金	1,573,994
自己株式	△115
純資産合計	2,025,771
負債・純資産合計	2,260,224

計算書類

損益計算書 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

【単位：千円】

科目	金額	
売上高		1,333,059
売上原価		304,266
売上総利益		1,028,793
販売費及び一般管理費		871,275
営業利益		157,517
営業外収益		
受取利息	141	
その他	50	192
営業外費用		
支払利息	71	
為替差損	105	
上場関連費用	35	
その他	86	299
経常利益		157,410
税引前当期純利益		157,410
法人税、住民税及び事業税	59,191	
法人税等調整額	△2,783	56,407
当期純利益		101,003

株主資本等変動計算書（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

【単位：千円】

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	100,000	－	307,190	307,190	1,472,991	1,472,991
当期変動額						
新株の発行	22,351	22,351		22,351		
当期純利益					101,003	101,003
自己株式の取得						
当期変動額合計	22,351	22,351	－	22,351	101,003	101,003
当期末残高	122,351	22,351	307,190	329,541	1,573,994	1,573,994

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	－	1,880,181	1,880,181
当期変動額			
新株の発行		44,702	44,702
当期純利益		101,003	101,003
自己株式の取得	△115	△115	△115
当期変動額合計	△115	145,590	145,590
当期末残高	△115	2,025,771	2,025,771

■ 計算書類

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・ 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

・ その他有価証券

市場価格のない株式以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定する方法)を採用しております。

市場価格のない株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 4～5年

② 無形固定資産

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。

商標権は10年で償却しております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 販売促進引当金

販売促進のための各種優待券の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社はヘルステック事業の単一セグメントであり、提供サービス内容に応じて「予約」、「広告」、「DX」、「ワクチン」で構成されており、当社と顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は、履行義務の充足前に契約負債として受領する場合を除き、履行義務を充足してから概ね3カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

区分	サービス	履行義務の内容及び充足する時点
予約	「MRSO.jp」及び「MRS」による人間ドック・健診WEB予約サービス	WEB予約サービスは、医療施設との契約に基づき、エンドユーザーが医療施設を受診した時点で履行義務を充足したものと捉え、収益を認識しております。
広告	「MRSO.jp」への広告掲載	広告掲載期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。
DX	医療施設向け「MRS」オプションサービス 法人向け健診管理サービス	サービス導入に対する初期費用は顧客が検収した時点で収益を認識し、そのサービス利用料は契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。
	住民健診WEB予約サービス	サービス提供の履行義務は、履行義務が主に時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に按分し、収益を認識しております。
ワクチン	ワクチン接種WEB予約サービス	サービス提供の履行義務は、履行義務が主に時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に按分し、収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。

■ 計算書類

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 57,588千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

該当事項はありません。

(損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 72株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	62
販売促進引当金	612
賞与引当金	1,603
減価償却超過額	49,643
資産除去債務	2,311
未払費用	1,201
未払事業税	2,046
その他	106
繰延税金資産小計	57,588
評価性引当金	-
繰延税金資産合計	57,588

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

連結注記表の「(収益及び費用の計上基準)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	570円21銭
1株当たり当期純利益	28円44銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

マーン株式会社
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 新井 努

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 本間 純子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マーン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マーン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査報告書

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

マーン株式会社
取締役会 御中有限責任大有監査法人
東京都千代田区指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 新井 努

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 本間 純子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マーン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社を管理する取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて設立状況の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任大有監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月19日

マーソン株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 北 村 孝 ㊟

社外監査役 堀 越 充 子 ㊟

社外監査役 渡 邊 孝 江 ㊟

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター RoomC+D

南北線 六本木一丁目駅 西改札 ~会場までの道順のお問い合わせ TEL 03-5545-1722

※株主総会の内容等につきましては、お答えいたしかねます。



交通

●南北線「六本木一丁目駅」
西改札出口直結

※駐車場の用意はいたしていませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。